

令和5年度身体障害者福祉法
第15条指定医師研修会資料

心臓機能障害

[指定医師の手引（抜粋）等]

目 次

○ I 障害程度等級表	1
○ II 等級表解説	2
【参考】心臓機能障害認定基準〔等級早見表〕	6
心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の障害認定基準	10
○ III 疑義解釈	12
○ 身体障害者診断書・意見書（様式）	15
○ 身体障害認定要領	22
○ 診断書の作成の留意点	24
○ 心臓機能障害の認定（ペースメーカー等植え込み者）に当たっての留意事項 について	28
○ 心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等 置換者）の障害認定基準の見直しに関するQ&Aについて.....	30
○ 心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の身体障害認定における日常 生活活動の判定について	35
○ 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について	38

第 6 心臓機能障害

I 障害程度等級表

級別	心 臓 機 能 障 害	指数
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	18
2 級		
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	7
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4

II 等級表解説

1 18歳以上の者の場合

- (1) **等級表1級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 次のいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己周辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返シアダムスストークス発作が起こるもの。
- a 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - c 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - h 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただしV₁を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- イ ペースメーカーを植え込み、自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。
- (2) **等級表3級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア (1)アのaからhまでのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰り返シ必要としているもの。
- イ ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの。
- (3) **等級表4級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。
- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
 - b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
 - c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
 - d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの
- イ 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返シ、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。
- ウ ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの。

2 18歳未満の者の場合

(1) **等級表1級**に該当する障害は次のいずれかに該当するものをいう。

ア 原則として、重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもので、次の所見（a～n）の項目のうち6項目以上が認められるもの。

- a 著しい発育障害
- b 心音・心雑音の異常
- c 多呼吸又は呼吸困難
- d 運動制限
- e チアノーゼ
- f 肝腫大
- g 浮腫
- h 胸部エックス線で心胸比0.56以上のもの
- i 胸部エックス線で肺血流増又は減があるもの
- j 胸部エックス線で肺静脈うっ血像があるもの
- k 心電図で心室負荷像があるもの
- l 心電図で心房負荷像があるもの
- m 心電図で病的不整脈があるもの
- n 心電図で心筋障害像があるもの

イ 先天性疾患によりペースメーカを植え込みしたもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。

(2) **等級表3級**に該当する障害は、原則として、継続的医療を要し、上記（1）アの所見（a～n）の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄又は閉塞があるものをいう。

(3) **等級表4級**に該当する障害は、原則として症状に応じて医療を要するか少なくとも1～3か月ごとの間隔の観察を要し、上記（1）アの所見（a～n）の項目のうち4項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるものをいう。

〈その他の留意事項〉

- 1 ペースメーカー及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については、当該植え込みから3年以内の期間に再認定を実施すること。
- 2 ペースメーカー（体内植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を含む。以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだことにより身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者から、再認定の期限前や再認定後に、手帳交付時に比較してその障害程度に重大な変化が生じたとして再交付の申請があり、障害程度に変化が認められた場合には、手帳の再交付を行うこととなる。

その際は、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年以内であれば、疑義解釈の「心臓機能障害」の4の質疑の回答（1）と同様に、また、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年より後であれば、同質疑の回答（2）と同様に取り扱う。
- 3 ペースメーカー等を植え込みした者の等級の認定に当たっては、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値を用いることとしているが、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態（一番低いメッツ値）を用いること。
- 4 先天性疾患によりペースメーカー等を植え込みした者は、引き続き心臓機能障害1級と認定することとなるが、先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すものであること。
- 5 植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込んだ者であって心臓機能障害3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付を受けた後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、心臓機能障害1級と認定すること。

ただし、この場合においては、疑義解釈の「心臓機能障害」の4の質疑の回答（2）に従い、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

このページは編集上の都合により
意図的に余白としています。

【参考】 心臓機能障害認定基準〔等級早見表〕

18歳以上

等級	基準				
	活動能力の程度		胸部エックス線所見、心電図等	ペースメーカー体内植え込み型除細動器等	人工弁置換等
1級	オ	かつ	表1のいずれか2つ以上の所見	クラスⅠ ----- クラスⅡ以下でメッツが2未満 ----- 先天性疾患(18歳未満で発症した心疾患)によるペースメーカー等の植え込み	人工弁移植、弁置換をした場合
3級	エ	かつ	表1のいずれかの所見	クラスⅡ以下でメッツが4未満	—
4級	ウ ----- イ	かつ	表2のいずれかの所見 ----- 臨床所見で部分的心臓浮腫	クラスⅡ以下でメッツが4以上	—

表1

(診断書項番)

胸部エックス線所見		心胸比0.60以上のもの
心電図所見	ア	陳旧性心筋梗塞所見があるもの
	エ	脚ブロック所見があるもの
	オ	完全房室ブロック所見があるもの
	カ	第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
	キ	心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの(臨床所見ク、ケ)
	ケ	STの低下が0.2mV以上の所見があるもの
	コ	第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導(但しV1を除く)のいずれかのTが逆転した所見があるもの

表2

(診断書項番)

心電図所見	キ	心房細動又は粗動所見があるもの
	ク	期外収縮の所見が存続するもの
	ケ	STの低下が0.2mV未満の所見があるもの
運動負荷心電図所見	サ	STの低下が0.1mV以上の所見があるもの

活動能力の程度

※アは非該当相当

ア	家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
イ	家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返す、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
ウ	家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
エ	家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
オ	安静時若しくは自己周辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

18歳未満

等級	基準		
	養護区分	所見	ペースメーカー 体内植え込み型除細動器 人工弁置換 等
1級	(5)	表3のうち、6項目以上が認められるもの	ペースメーカー等の 植え込み ----- 人工弁移植、弁置換を した場合
3級	(4)	表3のうち、5項目以上が認められるもの ----- 心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄若しくは閉塞があるもの	—
4級	(2)	表3のうち、4項目以上が認められるもの ----- (3) 心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるもの	—

表3

(診断書項番)

臨床所見	ア	著しい発育障害
	イ	心音・心雑音の異常
	ウ	多呼吸又は呼吸困難
	エ	運動制限
	オ	チアノーゼ
	カ	肝腫大
	キ	浮腫
胸部エックス線所見	ア	心胸比0.56以上のもの
	イ	肺血流増又は減があるもの
	ウ	肺静脈うっ血像があるもの
心電図所見	ア	心室負荷像があるもの
	イ	心房負荷像があるもの
	ウ	病的な不整脈があるもの
	エ	心筋障害像があるもの

養護の区分

※（１）は非該当相当

（１）	６か月～１年ごとの観察
（２）	１か月～３か月ごとの観察
（３）	症状に応じて要医療
（４）	継続的要医療
（５）	重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の障害認定基準

- ペースメーカーや体内植え込み型除細動器への依存度、日常生活活動の制限の程度（身体活動能力：メッツ）を勘案して、1級、3級又は4級に認定
- 植え込みから3年以内に再認定を行う。
- 先天性疾患により植え込んだもの及び人工弁移植・弁置換については、従来どおり一律1級

具体的な認定基準

- 心臓機能を維持するための機器（ペースメーカー等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案して等級決定を行いますが、以下のとおりペースメーカーの植え込みからの経過年数により、認定基準が異なります。

ペースメーカーの 植え込みからの 経過年数	申請区分		
	新規	再認定	重度化による 程度変更
3年以内	植え込み直後の 認定基準①	再認定の 認定基準②	植え込み直後の 認定基準①
3年より後	再認定の 認定基準②	再認定の 認定基準②	再認定の 認定基準②

1 植え込み直後の認定基準①について

等級	判断基準		再認定
	機器への依存度	身体活動能力	
1級	絶対的な状態（クラスⅠ）	—	植え込みから 3年以内
	3級	相対的な状態（クラスⅡ以下）	
2以上4メッツ未満の方			
4級		4メッツ以上の方	—

2 再認定の認定基準②について

等級	判断基準	再認定
	身体活動能力	
1級	2メッツ未満の方	想定していないが、 医師の意見により付加
3級	2以上4メッツ未満の方	
4級	4メッツ以上の方	—

※クラス：「不整脈の非薬物治療ガイドライン（2011年改訂版）」（日本循環器学会）のエビデンスと推奨度のグレード

※メッツ：身体活動能力を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

日常生活活動の判定については、「身体活動能力質問表」を活用してください。

認定に当たっての留意事項

- 身体活動能力（メッツ）の値について、症状が変化（重くなったり、軽くなったり）する場合は、症状がより重度状態（一番低い値）を採用する。
- 先天性疾患の定義については、18歳未満で心疾患を発症したものとする。
- 植え込み型徐細器（ICD）を植え込んだ者であって、3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、1級と認定する。再交付から3年以内に再認定を行う。

Ⅲ 疑義解釈

心臓機能障害

質 疑	回 答
<p>1 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満18歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18歳以上用」と「18歳未満用」のどちらを用いるのか。</p>	<p>それぞれ「18歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18歳未満用」により判定することも可能である。</p>
<p>2 更生医療によって、大動脈と冠動脈のバイパス手術を行う予定の者が、身体障害者手帳の申請をした場合は認定できるか。また急性心筋梗塞で緊急入院した者が、早い時期にバイパス手術を行った場合は、更生医療の申請と同時に障害認定することは可能か。</p>	<p>心臓機能障害の認定基準に該当するものであれば、更生医療の活用の有無に関わりなく認定可能であるが、更生医療の適用を目的に、心疾患の発生とほぼ同時に認定することは、障害固定後の認定の原則から適当ではない。また、バイパス手術の実施のみをもって心臓機能障害と認定することは適当ではない。</p>
<p>3 18歳以上用の診断書の「3 心電図所見」の「シ その他の心電図所見」及び「ス 不整脈のあるものでは発作中の心電図所見」の項目があるが、認定基準及び認定要領等にはその取扱いの記載がないが、これらの検査データはどのように活用されるのか。</p>	<p>診断医が、「活動能力の程度」等について判定する際の根拠となり得るとの理由から、シ、スの2項目が加えられており、必要に応じて当該検査を実施し、記載することとなる。</p>
<p>4 ペースメーカを植え込みしたもので、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)はどのように判断するのか。</p>	<p>(1) 植え込み直後の判断については、次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」(1級)とは、日本循環器学会の「不整脈の非薬物治療ガイドライン」(2011年改訂版)のクラスⅠに相当するもの、又はクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」(3級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4級)とは、同ガイドラインのクラスⅡ以下に相当するものであって、身体活動能力(運動強度:メッツ)の値が4以上のものをいう。</p>

質 疑	回 答
<p>5 ペースメーカーを植え込みした者、又は人工弁移植、弁置換を行った者は、18歳未満の者の場合も同様か。</p> <p>6 体内植込み（埋込み）型除細動器（ICD）を装着したものについては、ペースメーカーを植え込みしているものと同様に取り扱うのか。</p> <p>7 発作性心房細動のある「徐脈頻脈症候群」の症例にペースメーカーを植え込んだが、その後心房細動が恒久化し、事実上ペースメーカーの機能は用いられなくなっている。この場合、再認定等の際の等級は、どのように判定するべきか。</p>	<p>（2）植え込みから3年以内に再認定を行うこととするが、その際の判断については次のとおりとする。</p> <p>「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2未満のものをいう。</p> <p>「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が2以上4未満のものをいう。</p> <p>「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」（4級）とは、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値が4以上のものをいう。</p> <p>先天性疾患によりペースメーカーを植え込みした者は、1級として認定することとしており、その先天性疾患とは、18歳未満で発症した疾患を指すこととしている。したがって、ペースメーカーを植え込みした18歳未満の者は1級と認定することが適当である。</p> <p>また、弁移植、弁置換術を行った者は、年齢にかかわらずいずれも1級として認定することが適当である。</p> <p>同様に取り扱いすることが適当である。</p> <p>認定基準の18歳以上の1級の（イ）「ペースメーカーを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカーを植え込みしたもの」、3級の（イ）「ペースメーカーを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」及び4級の（ウ）「ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」の規定には該当しないものとして、その他の規定によって判定することが適当である。</p>

質 疑	回 答
<p>8 人工弁移植、弁置換に関して、 ア 牛や豚の弁を移植した場合でも、人工弁移植、弁置換として認定してよいか。 イ また、僧帽弁閉鎖不全症により人工弁輪移植を行った場合も、アと同様に認定してよいか。 ウ 心臓そのものを移植した場合は、弁移植の考え方から1級として認定するのか。</p> <p>9 本人の肺動脈弁を切除して大動脈弁に移植し、切除した肺動脈弁の部位に生体弁（牛の弁）を移植した場合は、「人工弁移植、弁置換を行ったもの」に該当すると考えてよいか。</p> <p>10 肺高血圧症に起因する肺性心により、心臓機能に二次的障害が生じた場合、検査所見及び活動能力の程度が認定基準に該当する場合は、心臓機能障害として認定できるか。</p> <p>11 （質疑）1において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</p>	<p>ア 機械弁に限らず、動物の弁（生体弁）を移植した場合も同様に扱うことが適当である。</p> <p>イ 人工弁輪による弁形成術のみをもって、人工弁移植、弁置換と同等に扱うことは適当ではない。</p> <p>ウ 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中は、1級として扱うことが適当である。 なお、抗免疫療法を要しなくなった後、改めて認定基準に該当する等級で再認定することは適当と考えられる。</p> <p>肺動脈弁を切除した部位に新たに生体弁を移植していることから、1級として認定することが可能である。</p> <p>二次的障害であっても、その心臓機能の障害が認定基準に該当し、かつ、永続するものであれば、心臓機能障害として認定することが適当である。</p> <p>同様である。</p>

様式第1号(5) (第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他()
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日・場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
		障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見		
		[軽度化による将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月後)
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当)		
・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

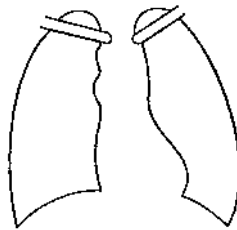
（該当するものを○で囲むこと。）

1 臨床所見

- ア 動悸^き（有・無）
イ 息切れ（有・無）
ウ 呼吸困難（有・無）
エ 胸痛（有・無）
オ 血痰^{たん}（有・無）
カ チアノーゼ（有・無）
キ 浮腫（有・無）
ク 心拍数
ケ 脈拍数
コ 血圧（最大 最小 ）
サ 心音
シ その他の臨床所見

ス 重い不整脈のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線写真所見（ 年 月 日）



心 胸 比

3 心電図所見（ 年 月 日）

- ア 陳旧性心筋梗塞（有・無）
イ 心室負荷像（有<右室、左室、両室>・無）
ウ 心房負荷像（有<右房、左房、両房>・無）
エ 脚ブロック（有・無）
オ 完全房室ブロック（有・無）
カ 不完全房室ブロック（有第 度・無）
キ 心房細動（粗動）（有・無）

- ク 期外収縮 (有・無)
- ケ STの低下 (有 mV・ 無)
- コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導
(ただしV₁を除く)のいずれかのTの
逆転 (有・無)
- サ 運動負荷心電図におけるSTの
0.1mV以上の低下 (有・無)
- シ その他の心電図所見

ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載)

4 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動
については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの
又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動
には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈
発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には
支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動で
は心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、
救急医療を繰り返し必要としているもの
- オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状
が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

- 5 ペースメーカ (有 (年 月 日) ・ 無)
- 人工弁移植、弁置換 (有 (年 月 日) ・ 無)
- 体内植込み型除細動器 (有 (年 月 日) ・ 無)
- (注)「有」の場合、手術年月日を記載すること。

6 ペースメーカ等の適応度 (クラスI ・ クラスII ・ クラスIII)

7 身体活動能力 (運動強度) (メッツ)

8 その他の手術の状況

- ア 手術の種類 ()
- イ 手術年月日 (年 月 日 実施済 ・ 予定)

様式第1号(6)(第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害児童用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名		
交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他()		
③ 疾病・外傷発生年月日		
年 月 日 ・ 場所		
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定)		
年 月 日		
⑤ 総合所見		
〔 軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後) 〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当)		
・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満・児童用）

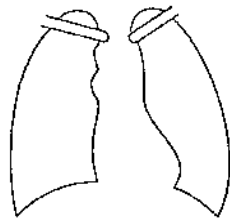
（該当するものを○で囲むこと。）

1 臨床所見

- ア 著しい発育障害 (有・無)
- イ 心音・心雑音の異常 (有・無)
- ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無)
- エ 運動制限 (有・無)
- オ チアノーゼ (有・無)
- カ 肝腫大 (有・無)
- キ 浮腫 (有・無)

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見 (年 月 日)



- ア 心胸比0.56以上 (有・無)
- イ 肺血流量増又は減 (有・無)
- ウ 肺静脈うつ血像 (有・無)

(2) 心電図所見

- ア 心室負荷像 [有(右室、左室、両室)・無]
- イ 心房負荷像 [有(右房、左房、両房)・無]
- ウ 病的な不整脈 [種類] (有・無)
- エ 心筋障害像 [所見] (有・無)

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (年 月 日)

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無)
- イ 冠動脈瘤又は拡張 (有・無)
- ウ その他

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年毎の観察 (4) 継続的要医療
- (2) 1か月～3か月毎の観察 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの
- (3) 症状に応じて要医療

- 4 ペースメーカー (有 (年 月 日) ・ 無)
人工弁移植、弁置換 (有 (年 月 日) ・ 無)
体内植込み型除細動器 (有 (年 月 日) ・ 無)

(注)「有」の場合、手術年月日を記載すること。

5 その他の手術の状況

- ア 手術の種類 ()
イ 手術年月日 (年 月 日 実施済 ・ 予定)

【診断書作成の際の留意事項】

1 年齢による区分

18歳以上と18歳未満とで認定基準が異なり、診断書も別の様式となっていますので、必ず年齢によって該当する診断書を作成してください。

2 臨床所見、胸部エックス線所見、心電図所見
(18歳未満ではさらに)
心エコー図、冠動脈造影所見

- ① それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けてください。
- ② 心胸比は必ず算出して記入してください。
- ③ STの低下については、その程度を何mVと必ず記入してください。
(この場合、単位を間違えないようにしてください。)
- ④ 胸部エックス線所見、心電図所見等は、症状増悪による緊急入院時などの急性期ではなく安定期の所見で、診断日から直近のものを記入してください。

3 活動能力の程度
(18歳以上用)
養護の区分
(18歳未満用)

障害程度の認定は、原則として、「活動能力の程度」(「養護の区分」)とこれを裏づける心電図所見等の客観的所見とにより行っており、「活動能力の程度」(「養護の区分」)が重要な意味を持っています。

診断書作成の際にはこの点に留意のうえ、該当する項目を選んでください。

なお、等級との関係は次のとおりですので、参考としてください。

等級	活動能力の程度 (18歳以上用)	養護の区分 (18歳未満用)
非該当	ア	(1)
4級相当	イ、ウ	(2)、(3)
3級相当	エ	(4)
1級相当	オ	(5)

4 ペースメーカー等の植え込み(植え込み直後)の診断

- ① ペースメーカー等の適応度がクラスⅡ、Ⅲの場合、ペースメーカー等の植え込み手術による身体活動への影響がみられなくなった時期に診断書を作成してください。
- ② 先天性疾患により植え込みをしたものを除き、植え込みから3年以内の期間に再認定を実施しますので、3年以内の再認定の時期を記入してください(ただし、4級の場合は除きます。)

身体障害認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に心臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。診断書は障害認定の正確を期するため、児童のための「18歳未満用」と成人のための「18歳以上用」とに区分して作成する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「心臓機能障害」と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

原因疾患名はできる限り正確に書く。例えば、単に心臓弁膜症という記載にとどめず、種類のわかるものについては「僧帽弁狭窄兼閉鎖不全症」等と記載する。また、動脈硬化症の場合は「冠動脈硬化症」といった記載とする。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明の場合は推定年月を記載する。

ウ 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について障害認定のうえで参考となる事項を摘記する。障害固定又は確定（推定）の時期については、手術を含む治療の要否との関連をも考慮し記載する。

エ 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項を摘記する。**乳幼児期における診断又は手術等により障害程度に変化の予測される場合は、将来再認定の時期等を記載する。**

(2) 「心臓の機能障害の状況及び所見」について

ア 「1 臨床所見」について

臨床所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。その他の項目についても必ず記載すること。

イ 「2 胸部エックス線所見」について

胸部エックス線所見の略図は、丁寧に明確に書き、異常所見を記載する必要がある。心胸比は必ず算出して記載すること。

ウ 「3 心電図所見」について

心電図所見については、それぞれの項目について、有無いずれかに○印を付けること。運動負荷を実施しない場合には、その旨を記載することが必要である。STの低下については、その程度を何 mV と必ず記載すること。

エ 「2 (3) 心エコー図、冠動脈造影所見」(18歳未満用)について

乳幼児期における心臓機能障害の認定に重要な指標となるが、これを明記すること。

オ 「4 活動能力の程度（18歳以上用）について

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成に当たってはこの点を十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である。

診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおりつくられているものである。

- ア……………非該当
- イ・ウ……………4級相当
- エ……………3級相当
- オ……………1級相当

カ 「3 養護の区分」（18歳未満用）について

18歳未満の場合は、養護の区分の判定が障害程度の認定に極めて重要な意味をもつので、この点に十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶこと。

診断書の養護の区分と等級の関係は次のとおりである。

- (1) ……………非該当
- (2)・(3) ……………4級相当
- (4) ……………3級相当
- (5) ……………1級相当

2 障害程度の認定について

- (1) 心臓機能障害の障害程度の認定は、原則として、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）とこれを裏付ける客観的所見とにより行うものである。
- (2) 心臓機能障害の認定においては、活動能力の程度（18歳未満の場合は養護の区分）が重要な意味をもつので、活動能力の程度判定の妥当性を検討する必要がある。
活動能力の程度又は養護の区分は、診断書全体からその妥当性が裏付けられていることが必要であり、活動能力の判定の根拠が、現症その他から納得しがたい場合には、診断書を作成した指定医に照会する等により慎重に検討したうえで認定することが望ましい。
- (3) 活動能力が「ア」（18歳未満の場合は養護の区分が(1)）であっても、客観的な所見から、相当程度の心臓障害の存在が十分にうかがえるような場合には、機械的に非該当とせず、念のために活動能力を確認するなどの取扱いが望まれる。また、客観的所見がなく、活動能力がイ～オ又は(2)～(5)とされている場合には、相互の関係を確認することが必要である。
- (4) 乳幼児に係る障害認定は、障害の程度を判定できる年齢（概ね満3歳）以降に行うことを適当とするが、先天性心臓障害については、3歳未満であっても治療によっても残存すると予想される程度をもって認定し、一定の時期に再認定を行うことは可能である。

様式第1号(5) (第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 原因疾病、総合所見は、「心電図所見」との 整合性に注意して記載してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 乳幼児期における診断、更生医療の適用等 により障害程度の軽減が予測される場合、 ペースメーカー等の植え込みの場合に「要」 とし、時期を御記入ください。 </div> </div>		
⑤ 総合所見	障害固定又は <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> [軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後)] </div>	
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> ペースメーカー等の植え込みの場合は、植え 込み手術による身体活動への影響がみられ なくなった時期に診断してください。 </div> </div>		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> ・該当する (級相当) ・該当しない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> 原則として、活動能力の程度(養護 の区分)とこれを裏付ける客観的所 見により行ってください。 </div> </div>		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心 臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜 狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分につ いてお問い合わせする場合があります。		

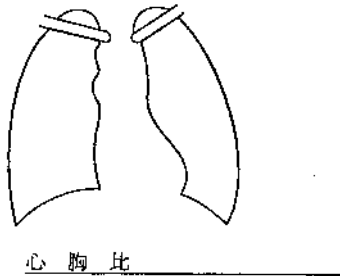
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

（該当するものを○で囲むこと。）

1 臨床所見

- ア 動悸（有・無）
- イ 息切れ（有・無）
- ウ 呼吸困難（有・無）
- エ 胸痛（有・無）
- オ 血痰（有・無）
- カ チアノーゼ（有・無）
- キ 浮腫（有・無）
- ク 心拍数
- ケ 脈拍数
- コ 血圧（最大 最小 ）
- サ 心音
- シ その他の臨床所見
- ス 重い不整脈のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線写真所見（ 年 月 日）



診断日から直近3か月以内の検査結果を御記入ください。

3 心電図所見（ 年 月 日）

- ア 陳旧性心筋梗塞（有・無）
- イ 心室負荷像（有<右室、左室、両室>・無）
- ウ 心房負荷像（有<右房、左房、両房>・無）
- エ 脚ブロック（有・無）
- オ 完全房室ブロック（有・無）
- カ 不完全房室ブロック（有第 度・無）
- キ 心房細動（粗動）（有・無）

- ク 期外収縮 (有・無)
- ケ STの低下 (有 mV・ 無)
- コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導
(ただしV₁を除く)のいずれかのTの
逆転 (有・無)
- サ 運動負荷心電図におけるSTの
0.1mV以上の低下 (有・無)
- シ その他の心電図所見
- ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日記載)

必ず御記入ください。

4 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの
- オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

「手術年月日」を必ず御記入ください。

- 5 ペースメーカー (有 (年 月 日) ・ 無)
- 人工弁移植、弁置換 (有 (年 月 日) ・ 無)
- 体内植込み型除細動器 (有 (年 月 日) ・ 無)

(注)「有」の場合、手術年月日を記載すること。

- 6 ペースメーカー等の適応度 (クラスI・クラスII・クラスIII)

- 7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

- 8 その他の手術の状況

- ア 手術の種類 ()
- イ 手術年月日 (年 月 日 実施済 ・ 予定)

**ペースメーカー等の植
え込みの場合は必ず
御記入ください。**

このページは編集上の都合により
意図的に余白としています。

障企発0121第2号
平成26年1月21日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

心臓機能障害の認定（ペースメーカー等植え込み者）に当たっての留意事項について

標記については、今般、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等を改正し、平成26年4月1日から適用することとしたところであるが、その取扱いに当たっては、下記に留意の上、その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

1. ペースメーカー（体内植込み（埋込み）型除細動器（ICD）を含む。以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだことにより身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた者から、再認定の期限前や再認定後に、手帳交付時に比較してその障害程度に重大な変化が生じたとして再交付の申請があり、障害程度に変化が認められた場合には、身体障害者福祉法施行令第10条第1項に基づき、手帳の再交付を行うこととなる。

その際は、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年以内であれば、平成15年2月27日障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（以下「疑義解釈通知」という。）の〔心臓機能障害〕の4の質疑の回答（1）と同様に、また、当該再交付の申請が、ペースメーカー等の植え込みから3年より後であれば、同質疑の回答（2）と同様に取り扱うこと。

2. ペースメーカー等を植え込みした者の等級の認定に当たっては、身体活動能力（運動強度：メッツ）の値を用いることとしているが、症状が重度から軽度の間で変動する場合は、症状がより重度の状態（一番低いメッツ値）を用いること。
3. 先天性疾患によりペースメーカー等を植え込みした者は、引き続き心臓機能障害1級と認定することとなるが、先天性疾患とは、18歳未満で発症した心疾患を指すものであること。
4. 植込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込んだ者であって心臓機能障害3級又は4級の認定を受けた者であっても、手帳交付を受けた後にICDが作動し、再交付の申請があった場合は、心臓機能障害1級と認定すること。
ただし、この場合においては、疑義解釈通知の「心臓機能障害」の4の質疑の回答（2）に従い、再交付から3年以内に再認定を行うこと。

事 務 連 絡

平成26年2月18日

都道府県

各指定都市 障害保健福祉主管課 御中

中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由
（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しに関するQ & Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由（人工関節等置換者）の身体障害認定基準の見直しに係る改正通知については、本年1月21日付けでお送りしたところです。

今回の見直しに関して各自治体から寄せられた質問について取りまとめ、別紙のとおり、Q & Aを作成しましたので参考にしつつ、適切な認定事務についてご協力お願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課人材養成・障害認定係
電話03-5253-1111（内3029）
F A X 03-3502-0892

(別紙)

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体不自由
（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しに関するQ & A

○心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）について

問1 ペースメーカー等を植え込んだ後、指定医の診断書・意見書の記載が可能となる時期はいつか。

(答)

ペースメーカー等の植え込み手術による身体活動への影響がみられなくなった時期に診断を行う。その時期については、それぞれの事例で判断されたい。

問2 ペースメーカー等植え込み者の再認定は3年以内に実施することとなるが、再認定を行うことができる最短期間はどの程度か（1年程度で実施してもいいか）。

(答)

再認定の時期については、3年程度で状態が改善する人が多いとの専門家の意見をを受けて目安を定めたものであり、基本的には植え込みから3年経過時の直前に実施することを想定しているが、当初の認定の際に、医師の診断書・意見書で改善する時期が明らかな場合などについては、それぞれの事例で判断の上、設定しても差し支えない。

問3 体内植え込み型除細動器（以下「ICD」という。）の植え込み者で3級又は4級の認定を受けた者については、作動の度に1級認定、3年以内の再認定を繰り返し行うのか。

(答)

ICDの植え込み者で3級又は4級の認定を受けた者については、ICDが作動し、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付の申請があった場合は、1級と認定することとなり、再交付から3年以内に再認定を行うこととなる。また、再認定において3級又は4級になり、その後にICDが作動し、再申請があった場合は同様の手続きを繰り返すことになる。

問4 肢体不自由などで身体活動能力（メッツ）が測れない場合は、どのように評価すればよいのか。

(答)

障害の状態によって評価が困難な場合には、植え込み後の心機能の検査所見等から類推するなど、医学的知見に基づき判断されたい。

問5 ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した者からの新規申請の場合、再認定の基準を用いるのか。また、3年以内の再認定の必要があるのか。

(答)

ペースメーカー等の植え込みから3年を経過した者から手帳の申請があった場合については、再認定の基準を用いる。また、その場合においては、更なる再認定の必要はない。

問6 再認定までの間に状態が変動したとして再申請があった場合、当初予定していた再認定はどのように取り扱うのか。

(答)

再認定の時期までに状態が変動したとして手帳の再申請があった場合、等級の変更の有無にかかわらず、当初の予定どおり植え込みから3年以内に再認定を行うことが原則であるが、当初設定した再認定の時期と再申請の認定時期が接近しており、その間に状態の変化がないと判断される場合は、再申請に対する認定をもって再認定としても差し支えない。

問7 18歳以前に心疾患を発症したが、ペースメーカー等の植え込みが18歳以降の場合であっても従来どおり1級と認定してよいか。

(答)

18歳未満で心疾患を発症し、その疾患を原因として植え込んだことが確認できる場合は1級と認定する。

問8 ペースメーカー等植え込み者は、3年以内に再認定を行うことになるが、その際に行う身体障害者福祉法第17条の2第1項の診査において、市町村は障害程度に変化が認められるかどのように判断するのか。また、診査には指定医の診断書・意見書を求めることも含まれるのか。

(答)

診査とは障害程度を確認するため指定医の診断を受けさせることであり、市町村は診査の結果に基づき障害程度に変化が認められるか判断されたい。

また、診査には診断書・意見書を求めることも含まれる。

問9 ペースメーカー等の植え込み者について、依存度(クラス)やメッツ値では3級相当の障害であるが、心臓機能障害の認定基準の(1)ア(ア)(4級相当の場合は(1)イ(ア))を満たす所見が認められる場合、上位の等級に認定してよいか。また、再認定は必要か。

(答)

お見込みのとおり、上位の等級に認定しても差し支えない。なお、3年以内の再認定は必要である。

問10 ICDの作動の確認については、誤作動かどうかを含め、何をもって判断するのか。

(答)

ICDの作動については、ICDの記録を基に医師において確認されたい。

問11 ICDが作動した際の認定に当たってはメッツ値にかかわらず作動したことをもって1級と認定してよいのか。

(答)

認定に当たっては、ICDの作動が確認されればメッツ値に関係なく1級と認定されたい。

問12 両室ペーシング機能付き植込み型除細動器(CRT-D)については、どのように取扱うのか。

(答)

ICDと同様に取り扱われたい。

問13 再認定の徹底のため、手帳に診査年月を記載することになるが、記載する位置について指定があるのか。

(答)

手帳に記載する診査年月については、記載位置の指定はないので各自治体の実情に応じて対応されたい。

問14 ペースメーカー等の植え込み者について、再認定時において医師の意見があった場合、さらに再認定を付すことは可能か。

(答)

ペースメーカー等の植え込み者の再認定については、ICDの作動に伴うものを除き、繰り返して再認定を行うことは想定していないが、医師の意見等があった場合には、適宜判断されたい。

問15 ペースメーカー等の植え込み直後で4級の認定を受けた者については、これ以上の軽度の等級になることはないことから、再認定の必要はないと考えるがいかがか。

(答)

再認定は障害の状態が変化することが予想される場合に実施するものであり、軽度になることが予想される場合だけでなく、重度になることが予想される場合にも実施することは考えられる。ペースメーカー等の植え込みにより4級の認定を受けた者についても植え込みから3年以内に再認定を実施されたい。

○肢体不自由（人工関節等置換者）について

（以下略）

事 務 連 絡
平成26年1月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の
身体障害認定における日常生活活動の判定について

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）の身体障害認定基準の見直しに係る改正通知については、平成26年1月21日付けでお送りしたところです。

この改正後の身体障害認定基準における日常生活活動の判定に必要な身体活動能力（メッツ）の測定に当たっての身体活動能力質問表の問診事項等については、下記の論文※において示されているところです。

心臓機能障害の身体障害認定のための医師の意見書・診断書を作成する際に、身体活動能力（メッツ）の測定の参考の一つになると思われるので、心臓機能障害の身体障害認定に関わる身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師等に対して、別紙について周知いただきますようお願い申し上げます。

※出典

Sasayama S, Asanoi H, Ishizaka S, Miyagi K. Evaluation of functional capacity of patients with congestive heart failure. In : Yasuda H, Kawaguchi H (eds.), New aspects in the treatment of failing heart syndrome. Springer-Verlag, Tokyo.1992. pp113-117.

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課人材養成・障害認定係
電話 03-5253-1111（内3029）
F A X 03-3502-0892

身体活動能力質問表

(Specific Activity Scale)

●問診では、下記について質問してください。

(少しつらい、とてもつらいはどちらも「つらい」に○をしてください。わからないものには「？」に○をしてください)

- | | | | |
|---|----|-----|---|
| 1. 夜、楽に眠れますか？(1Met 以下) | はい | つらい | ？ |
| 2. 横になっていると楽ですか？(1Met 以下) | はい | つらい | ？ |
| 3. 一人で食事や洗面ができますか？(1.6Mets) | はい | つらい | ？ |
| 4. トイレは一人で楽にできますか？(2Mets) | はい | つらい | ？ |
| 5. 着替えが一人でできますか？(2Mets) | はい | つらい | ？ |
| 6. 炊事や掃除ができますか？(2～3Mets) | はい | つらい | ？ |
| 7. 自分で布団を敷けますか？(2～3Mets) | はい | つらい | ？ |
| 8. ぞうきんがけはできますか？(3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 9. シャワーを浴びても平気ですか？(3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 10. ラジオ体操をしても平気ですか？(3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 11. 健康な人と同じ速度で平地を 100～200m 歩いても平気ですか。(3～4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 12. 庭いじり(軽い草むしりなど)をしても平気ですか？(4Mets) | はい | つらい | ？ |
| 13. 一人で風呂に入れますか？(4～5Mets) | はい | つらい | ？ |
| 14. 健康な人と同じ速度で2階まで昇っても平気ですか？(5～6Mets) | はい | つらい | ？ |
| 15. 軽い農作業(庭掘りなど)はできますか？(5～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 16. 平地で急いで 200m 歩いても平気ですか？(6～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 17. 雪かきはできますか？(6～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 18. テニス(又は卓球)をしても平気ですか？(6～7Mets) | はい | つらい | ？ |
| 19. ジョギング(時速 8km 程度)を 300～400m しても平気ですか？(7～8Mets) | はい | つらい | ？ |
| 20. 水泳をしても平気ですか？(7～8Mets) | はい | つらい | ？ |
| 21. なわとびをしても平気ですか？(8Mets 以上) | はい | つらい | ？ |

症状が出現する最小運動量 _____ M e t s

※ Met: metabolic equivalent (代謝当量) の略。安静坐位の酸素摂取量 (3.5ml/kg 体重/分) を 1Met として活動時の摂取量が何倍かを示し、活動強度の指標として用いる。

身体活動能力質問表 記入上の注意及び評価方法

○担当医師が身体活動能力質問表を見ながら**必ず問診してください**。

(この質問表はアンケート用紙ではありませんから、**患者さんには渡さないでください**)

○患者さんに問診し身体活動能力を判定する際には、以下の点にご注意ください。

- 1) 身体活動能力質問表とは、医師が患者に記載されている項目の身体活動が楽にできるかを問うことにより、心不全症状が出現する最小運動量をみつけ、Mets で表すものです。
- 2) これらの身体活動は必ず患者のペースではなく、**同年齢の健康な人と同じペースでできるか**を問診してください。
- 3) 「わからない」という回答はなるべく少なくなるように問診を繰り返してください。たとえば、患者さんが最近行ったことの無い運動でも、過去に行った経験があれば、今でもできそうか類推できることがあります。
- 4) 患者さんの答えが「はい」から「つらい」へ移行する問診項目については特に注意深く確認してください。**「つらい」という答えがはじめて現れた項目の運動量 (Mets の値) が、症状が出現する最小運動量となり、その患者の身体活動能力指標 (Specific Activity Scale:SAS) になります。**
- 5) 最小運動量の決め手となる身体活動の質問項目は、その心不全患者の症状を追跡するための key question となりますので、カルテに最小運動量 (Mets 数) と質問項目の番号を記載してください。

※key question とは、身体活動能力の判別に役立つ質問項目です。質問項目の 4、5、11、14 がよく使われる key question です。

- 6) Mets 数に幅のある質問項目 (質問 6~11、13~20) については、**同じ質問項目で症状の強さが変化する場合には、0.5Mets の変動で対応してください**。
- 7) 「少しつらい」場合でも「つらい」と判断してください。
(例) ぞうきんがけはできますか?
 - ・この1週間で実際にぞうきんがけをしたことがあり、楽にできた。
 - ・この1週間にしたことはないが、今やっても楽にできそう。
 - ・ぞうきんがけを試みたが、少しつらかった。
 - ・ぞうきんがけを試みたが、つらかった。
 - ・できそうになかったので、ぞうきんがけはしなかった。
 - ・この1週間にしたことはないが、今の状態ではつらくてできそうにない。
 - ・ぞうきんがけをしばらくやっていないので、できるかどうかわからない。
 - ・ぞうきんがけをやったことがないので、できるかどうかわからない。

(初めての測定の場合)

「健康な人と同じ速度で平地を 100~200m 歩いても平気ですか。(3~4Mets)」という質問で初めて症状が認められた場合、質問 11 が key question となり、**最小運動量である SAS は 3.5Mets と判定します**。

(過去に測定していたことがある場合)

同じ 11 の質問項目で症状の強さが変化する場合、「つらいけど以前よりは楽」の場合は 4Mets に、「以前よりもつらい」場合は 3Mets として下さい。以前とは、前回の測定時のことを指します。

障企発0525第1号
令和4年5月25日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について

今般、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」（平成15年2月27日障企発0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙の一部を別添のとおり改正し、本日から適用することとしたので、留意の上、管内の関係諸機関への周知等その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成 15 年 2 月 27 日障企発 0227001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～ [肢体不自由] （略）</p> <p>[心臓機能障害]</p> <p>（質疑）</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満 18 歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18 歳以上用」と「18 歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>それぞれ「18 歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18 歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18 歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>2～10 （略）</p> <p><u>（質疑）</u></p> <p><u>1 1.（質疑）1 において、新規で手帳申請した場合の取扱いについて示されているが、再認定の場合における診断書や認定基準も同様の取扱いとなるのか。</u></p> <p><u>（回答）</u></p> <p><u>同様である。</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] （略）</p>	<p>別紙</p> <p>身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について</p> <p>[総括事項] ～ [肢体不自由] （略）</p> <p>[心臓機能障害]</p> <p>（質疑）</p> <p>1. 先天性心疾患による心臓機能障害をもつ者が、満 18 歳以降に新規で手帳申請した場合、診断書及び認定基準は、それぞれ「18 歳以上用」と「18 歳未満用」のどちらを用いるのか。</p> <p>（回答）</p> <p>それぞれ「18 歳以上用」のものを使うことが原則であるが、成長の度合等により、「18 歳以上用」の診断書や認定基準を用いることが不適当な場合は、適宜「18 歳未満用」により判定することも可能である。</p> <p>2～10 （略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>[じん臓機能障害]～[肝臓機能障害] （略）</p>

